

令和7年9月1日

会員事業主 各位

一般社団法人 半田労働基準協会  
半田職業安定協会

## 令和7年度優良従業員表彰について（申請のご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、両協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、両協会「優良従業員表彰規程」に基づき、下記により実施いたします。各事業所におかれましては、該当する優良従業員の方がおられましたら、下記2により両協会長あてにご申請ください。

### 記

#### 1 優良従業員表彰規程(抜粋)

##### 第1条(目的)

優良な永年勤続者、功労者等を表彰することにより、労働者の定着を高め、資質の向上並びに勤労意欲の高揚を図り、もって産業経済の発展に寄与することを目的とする。

##### 第2条(表彰基準)

会員事業所に働く者のうち、次の各項のいずれかに該当する優良従業員に対して表彰を行うものとする。

第1項(永年勤続者表彰) 同一事業所に10年以上勤務し、その成績が優秀である者。

第2項(功労者等表彰) 1) 有益な発明・考案等により、企業の発展に貢献した者。  
2) 社会的に、真に他の模範となる善行があった者。  
3) 重大災害を未然に防止した者。  
4) 安全衛生管理水準の向上に著しい貢献をした者。  
5) 安全衛生活動の活性化により、労働災害件数を大きく減少させた者。

##### 第3条(表彰方法)

- (1) 一般社団法人 半田労働基準協会、半田職業安定協会が表彰する。
- (2) 被表彰者及び表彰式の決定は、両協会長が理事会に諮り決定する。

##### 第4条(表彰申請)

会員事業所は、事業主の責任において、表彰基準に該当する者を選定し、別に定める「優良従業員表彰申請書」に必要事項を記入し、両協会長に申請する。

申請者数は1事業所10名までを目安とする。

#### 2 申請方法

上記1の第4条に基づき、**令和7年10月6日(月)まで**に協会事務局へご提出ください。

申請書は、両協会のHPにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

#### 3 表彰式

(1) 日 時 **令和7年11月20日(木) 午後4時00分～午後5時00分**

(2) 場 所 アイプラザ半田 講堂 半田市東洋町1丁目8番地(JR半田駅より徒歩10分)

#### 4 申請費

**5,500円/人(消費税500円込)** 表彰式等の詳細は、該当事業所様にメールでご案内いたします。

<お問合せ> 半田職業安定協会事務局(則包)<sup>のりかね</sup> 電話: 0569-21-4440(基準協会内) FAX: 0569-21-4441